

[事案 30-309] 契約無効等請求

・令和元年7月26日 裁定終了

<事案の概要>

自宅には契約関係書類を送付しない旨の約束を反故にされたこと等を理由に、契約の無効および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年7月および8月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、慰謝料を支払ってほしい。契約の無効が認められない場合には、既払込保険料と解約返戻金との差額を賠償してほしい。

- (1)通知物を自宅には送付しない等、本契約の存在を自分の家族に秘密にできるか確認した上で契約したが、自宅に何度も書類が送られてきた。
- (2)通知物が送付されてきた後の住所変更手続き等について、その後の対応も不誠実であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約時に、申立人から、家族に契約の存在を秘密にしたい旨の要望はあったが、募集人は自宅に送付せざるを得ない通知物があることを説明し、申立人もその点について了承して契約している。
- (2)申立人から当社に契約住所変更の申出があったのは、契約から数年経過した後であり、その理由は、通知物が想定以上に多く、家族に知られる可能性が高くなったというものであった。
- (3)申立人からの申出を受けて、郵便物送付の停止手続きと住所変更手続きを行ったが、いくつかの郵便物については発送準備がされており、変更が間に合わなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、住所変更の経緯等を把握するため、申立人および住所変更手続きを担当した保険会社職員らに対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が自宅に通知物が送付されないことを条件に本契約を締結したとは認められず、保険会社に慰謝料を支払うべき行為があったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。